



第3章 「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」の取組 状況と課題

1 長崎市子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題

長崎市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として策定されました。

ここでは、第2期計画の「子どもをみんなで育てる子育てしやすいまち」という基本理念とそれにつながる施策のもとで、令和5年度まで実施してきた事業の主な成果・課題について振り返りを行います。（詳細は資料編1を参照）



1）基本施策1 幼児期の教育・保育の充実

(ア) 個別施策1 教育・保育施設等の適正な量の確保

【成果・課題】

国定義の待機児童はゼロを維持しているが、地域や施設に偏りがあり、また年度末に向けて待機児童が発生していることから、その解消が必要である。

(イ) 個別施策2 教育・保育等の質の向上

【成果・課題】

保育教諭、保育士等の質の向上、処遇面の改善に向けた取組みを進めたが、保育教諭等の新規確保などの課題に対処する必要がある。保育所等と関連施設との連携方策について、情報交換、交流を通じて連携が図られたが、一部の職員の負担が増えている。

2）基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(ア) 個別施策1 地域子ども・子育て支援事業の実施

① 延長保育事業

概要	成果・課題
保育が必要であると認定（2号、3号認定）を受けた子どもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施する。	利用者の多様化に伴い、今後さらに様々なニーズが延長保育を利用できるようにニーズ把握を行う。また現在、多くの保育所等で延長保育を実施されているが、補助対象区分に達しないため十分な補助を受けることができない施設があり、実施方法の検討を行う。

②-1 一時預かり事業（幼稚園型）

概要	成果・課題
幼稚園に通うこどもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かる。	幼稚園利用家庭に対する保育の提供であり、子育て家庭の負担軽減に貢献している。また、一定数の保育利用ニーズに対応しており、待機児童解消にも貢献している。 今後、閉園予定の幼稚園があるため、近隣区域での対応を前提としながら、ニーズ把握が課題である。

②-2 一時預かり事業(幼稚園型以外)

概要	成果・課題
保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かる。	利用実績は受け入れ結果であり、保育士不足等の施設事情によって、保護者ニーズはあるものの、お断りをしたケースもあるため、潜在的ニーズ把握と同時に、施設で実施しやすい環境（保育士の確保）が課題である。

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

概要	成果・課題
就学前児童（概ね3歳未満児）及びその保護者が相互交流できる場所を身近に開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行ったことに伴い、今後、子育て支援センターの質の向上を図る必要がある。

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

概要	成果・課題
地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う。	地区によっては会員数の偏りが見られるため、需要と供給のバランスがとれるように、特に「まかせて会員」の登録拡大、事業の認知度向上につながる広報・周知が必要である。 事業開始から15年以上経過しており、こどもや子育て家庭を取り巻く状況も変化しているため、現況に見合った制度設計の検討が必要である。

⑤ 病児・病後児保育事業

概要	成果・課題
保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育する。	令和6年度に4施設開設し8施設となる予定であるが、市西部地区及び琴海地区に病児保育施設がないことなど、地域のニーズや長崎市立地適正化計画における都市機能誘導の考え方を考慮しながら配置を検討する。

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概要	成果・課題
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。	保育士・社会福祉士等の資格を有する支援員を配置する必要があるが、平日や長期休暇時の勤務時間などが特殊な形態であることなどから、常時勤務できる支援員の確保に苦慮している。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

概要	成果・課題
保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合などに、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う。	施設の受入状況次第では、希望日に利用できないケースがある。また、必要としている方に利用してもらうため、引き続き幅広く周知を図る必要がある。

⑧ 妊産婦健康診査事業

概要	成果・課題
妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する。	健康診査において異常が発見された妊婦に対しては、早期に治療につなぐため、医療機関と連携を図り支援することが必要である。また、母子健康手帳の早期取得及び適切な妊産婦健診について引き続き啓発が必要である。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

概要	成果・課題
生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぐ。	民生委員・児童委員の訪問だけではなく、地区担当保健師の活動と併せて実施している現状であり、保護者からは専門職の訪問を希望する声があがっている。また、令和5年4月より開始した伴走型相談支援事業における専門職による出生後面談と実施時期が重なっており、訪問のあり方が整理できていない。 ※なお、令和6年度から保健師又は助産師による訪問に見直すとともに、乳児家庭全戸訪問事業による訪問を伴走型相談支援事業における出生後面談と位置付けたことで、訪問のあり方を整理した。（令和6年度解決済）

⑩ 養育支援訪問事業

概要	成果・課題
出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止する。	専門職による定期的な面接により支援が必要な子育て家庭の把握につながり、必要な支援を実施することができた。 虐待などのハイリスクな子育て家庭の早期把握、自助の見極めを行いながらサポートプランを作成して適切な福祉サービスや子育て支援サービスにつなげる必要がある。

⑪ 利用者支援事業

概要	成果・課題
子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う。	保健師等を配置し、伴走型相談支援事業等においてすべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談へ対応し、必要な支援へつないだ。（母子保健型として実施） 不安や悩みを抱える保護者や子どもが地域の身近な場所で相談し、適切なサービスを利用できるよう、利用者支援専門員を中心とした、地域の中での子育て支援の連携体制構築を市内2地区でモデル的に実施した。（子ども・子育て支援連携体制促進事業） 子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健を中心とした取組みに加え、利用者支援専門員が地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要である。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概要	成果・課題
幼稚園や保育所等で必要な副食費を徴収（実費徴収）する場合に、その一部又は全部を助成する。	施設型給付を受けない私立幼稚園に通う低所得世帯等に対し、副食費の給付を行った。 新制度に移行していない施設がある。

⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

概要	成果・課題
(巡回支援) 多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者への支援を行う。 (特別支援) 私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成する。	特別支援について、支援が必要な子どもが年々増加傾向であるため、子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への十分な支援が必要である。

3) 基本施策3 子育ての負担軽減

(ア) 個別施策1 子育てに関する情報の収集・発信の充実

主な取組・事業	成果・課題
イーカオの充実、子育てガイドブックの更新、母子保健事業における情報提供	子育て応援情報サイト「イーカオ」などで情報を発信しているが、わかりにくい、探しにくいとの意見がっており、利用者にうまく情報を伝える工夫が必要である。

(イ) 個別施策2 子育てに関する相談体制の充実

主な取組・事業	成果・課題
こども・子育てイーカオ相談の周知・充実、親子の心の相談の実施、子育て世代包括支援センターにおける相談支援	妊娠期からの伴走型相談支援のほか、気軽に相談できるLINE相談を導入したが、より身近な地域の中で相談ができ、安心して子育てができる相談体制が求められる。

(ウ) 個別施策3 子育てを通じた仲間づくりの推進

主な取組・事業	成果・課題
お遊び教室の開催、育児学級の実施、子育て支援センターの充実	乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を目的としたお遊び教室等の開催や子育て支援センターの充実など、子育てを通じた仲間づくりができる多様な場の提供が求められる。

(エ) 個別施策4 家庭の子育て力向上の支援

主な取組・事業	成果・課題
父親への子育て支援、ファミリープログラム ⁸ の実施、子育て応援講座	妊娠中の両親学級や乳児期の育児学級等において父親も含め育児の知識の普及等を図っているが、こどもの年齢や家庭のニーズに合わせた効果的な事業のあり方を検討していく必要がある。

(オ) 個別施策5 地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進

主な取組・事業	成果・課題
赤ちゃんの駅 ⁹ の設置推進、地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援、まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの検討、ファミリー・サポート・センター事業の充実	民間団体による子育て応援の取組みを促すとともに、その情報を子育て家庭に届けるため、イーカオサポーター制度について広く周知する必要がある。

(カ) 個別施策6 子育てを総合的に支援するための拠点の整備

主な取組・事業	成果・課題
こどもセンターの設置	市庁舎2階のイーカオプラザの設置により、健診・相談など一定の機能の集約はできたが、中核的子育て支援センター機能、学び、交流、遊びの場としての機能については改めて検討が必要である。

(キ) 個別施策7 経済的支援の実施

主な取組・事業	成果・課題
児童手当の支給、こども福祉医療費の助成、助産の実施、就学援助制度、幼児教育・保育の無償化、ひとり親家庭への経済的支援	こども福祉医療費の助成について高校生世代への助成が償還払い方式であり、一時的な費用負担や申請手続きにかかる負担の軽減が求められる。

⁸ ファミリープログラム：0歳から15歳までのこどもの保護者が子育てについて語り合い、学び合うワークショップをいいます。

4) 基本施策4 子どもの育ちへの支援

(ア) 個別施策1 子どもが遊び・学ぶ場の充実

主な取組・事業	成果・課題
全天候型子ども遊戯施設の整備、放課後子ども教室の推進、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進方策、青少年育成協議会の支援、人材育成、夏休み子ども講座等の公民館講座、中高生と乳幼児のふれあい体験、薬物や性感染症への知識普及	全天候型子ども遊戯施設の整備により遊び場の充実が一定図られた。一方、アンケートではいまだニーズ上位にあることから、さらなる充実が望まれている。

(イ) 個別施策2 子どもの安全対策の推進

主な取組・事業	成果・課題
子どもを守るネットワーク活動の支援、少年センター活動、メディア利用のルールづくり	子どもを守るネットワーク、少年センターなどで活動する人材が固定化、高齢化しており、取組みに対する負担軽減策が必要である。

5) 基本施策5 母と子の健康への支援

(ア) 個別施策1 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

主な取組・事業	成果・課題
子育て世代包括支援センターにおける相談支援（再掲）、母子健康手帳の交付と保健指導、妊産婦健康診査（再掲）、産前産後の支援、訪問や教室による育児への支援	妊娠期からの伴走型相談支援のほか、産後ケアの拡充を図ったが、さらに関係機関と連携強化し適切な支援につなぐ必要がある。

(イ) 個別施策2 子どもの健やかな成長への支援

主な取組・事業	成果・課題
健康診査等の実施、予防接種の実施、小児医療に対する支援	乳幼児期の健康診査の受診勧奨や定期予防接種等の有効性の周知が必要である。

6) 基本施策6 児童虐待等の防止

(ア) 個別施策1 虐待・いじめ等の発生予防

主な取組・事業	成果・課題
子どもを守る条例の周知・啓発、こども・子育てイカオ相談の周知・充実（再掲）、親子の心の相談の実施（再掲）、養育支援訪問事業の実施（再掲）、子育て世代包括支援センターにおける相談支援（再掲）	相談窓口の周知、相談手法の多様化（LINE相談ほか）を図り、適切な支援につなげる必要がある。

(イ) 個別施策2 早期発見・早期対応への支援体制の充実

主な取組・事業	成果・課題
子ども家庭総合支援拠点による支援の充実、早期発見、早期対応、関係機関との連携、職員の資質向上、乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	家庭の孤立化や複雑かつ複合的な養育問題を抱える家庭に対応するため、引き続き職員の資質向上を図るとともに関係機関との連携を更に強化する必要がある。

7) 基本施策7 ひとり親家庭への支援

(ア) 個別施策1 生活の支援

主な取組・事業	成果・課題
母子・父子自立支援員による相談、日常生活支援、母子生活支援施設、保育所への優先的入所、市営住宅への優先的入居	相談ケースに応じた指導・助言及び生活支援等への対応のほか、保育所や市営住宅への優先的入所について一定のニーズがあることから、その継続が必要である。

(イ) 個別施策2 経済的支援

主な取組・事業	成果・課題
児童扶養手当の支給、ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金、保育料等の減免	児童扶養手当や福祉医療費助成、保育料の減免等による経済的支援と就業支援など他の取組みとの連携が必要である。

(ウ) 個別施策3 就業の支援

主な取組・事業	成果・課題
母子父子自立支援プログラムの策定、資格取得等への支援、ひとり親家庭等自立促進センターの運営、関係機関との連携	資格取得等の支援制度を知ってもらうため、わかりやすい周知とともに、ハローワークなど関係機関との密な連携が必要である。

8) 基本施策8 障害児への支援

(ア) 個別施策1 障害児支援の充実

主な取組・事業	成果・課題
教育・保育施設での受入れ促進、放課後児童クラブでの受け入れ促進、発達支援のための健康診査、相談の実施、在宅サービス及び障害児通所支援の提供、地域における療育支援の充実、障害福祉センターにおける発達支援の充実、医療的ケアが必要な児童への支援の充実、就学・教育相談の充実、特別支援学級・通級指導教室の充実	既存事業の継続のほか、診療受入れ体制の充実及び早期療育に向けた環境づくりが必要である。

9) 基本施策9 子育てと仕事の両立

(ア) 個別施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組・事業	成果・課題
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発、企業の表彰、企業への融資、くるみん認定制度の周知、父親への子育て支援（再掲）	周知活動、積極的な企業の奨励、支援等の継続が必要である。

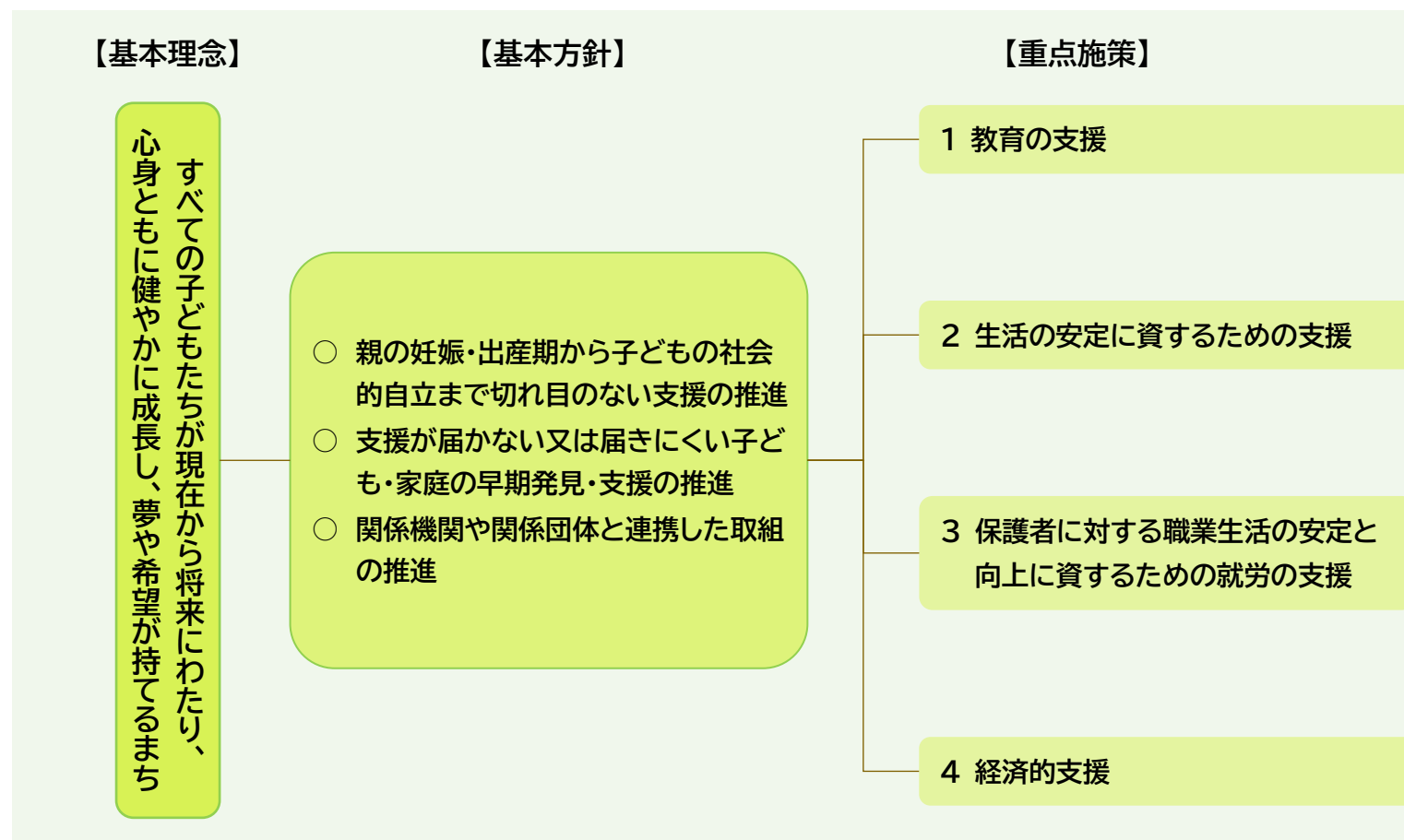
(イ) 個別施策2 子育てと仕事の両立のための基盤整備

主な取組・事業	成果・課題
保育施設等の整備	保育所・認定こども園は、老朽施設整備への補助、放課後児童クラブは施設整備に対する補助の継続が必要である。

2 長崎市子どもの貧困対策推進計画の取組状況と課題

長崎市子どもの貧困対策推進計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策計画」で、長崎市のすべての子どもたちが生まれ育った環境に影響されず、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けて、その基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として策定されました。

ここでは、この計画の「すべての子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望が持てるまち」という基本理念とそれにつながる施策のもとで、令和5年度まで実施してきた事業の主な成果・課題について振り返りをを行います。（詳細は資料編2を参照）



1) 重点施策1 教育の支援

(ア) 基本施策1 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上

主な取組・事業	成果・課題
幼児教育・保育の量の確保、幼児教育・保育の質の向上	国定義の待機児童はゼロを維持しているが、地域や施設に偏りがあり、また年度末に向けて待機児童が発生していることから、その解消が必要である。また、保育士の人員を確保できない施設があり、労働環境の改善が必要。

(イ) 基本施策2 地域と連携した学校指導・運営体制の充実

主な取組・事業	成果・課題
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進、学校教育による学力保障	スクールソーシャルワーカーの継続支援対応により、いじめや不登校が好転するケースがある一方、家庭が拒否し支援を届けられないケースがある。 家庭環境や住んでいる地域に左右されないよう、小学1・6年及び中学1年を少人数学級編制加配措置で対応するなど、きめ細やかな対応を行っているが、全体的に教職員が不足しており、より一層の教職員の確保が課題となっている。

(ウ) 基本施策3 大学等進学に対する教育機会の提供

主な取組・事業	成果・課題
高等教育の進学・修学支援	ひとり親家庭等への授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、修学資金の貸付制度等の必要性が小さくなったと思われる一方、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。

(エ) 基本施策4 特に配慮を要する子どもへの支援

主な取組み・事業	成果・課題
特別支援教育に関する支援の充実、外国人児童生徒等への支援、ヤングケアラーへの支援	特別な支援や配慮を要する児童生徒が年々増加しており、学校全体での組織的対応や教職員全体の理解と資質の向上が必要である。

(オ) 基本施策5 教育費負担の軽減

主な取組・事業	成果・課題
義務教育段階の就学支援の充実、高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減、生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減、ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	様々な支援制度があるものの、対象者への周知が行き届いていないことが考えられる。

(カ) 基本別施策6 地域における学習支援等

主な取組・事業	成果・課題
地域学校協働活動における学習支援等、生活困窮世帯等への学習支援	放課後子ども教室の実施を推進するため、地域コーディネーター研修会等を行ったが、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。 生活困窮世帯等のこどもへの学習機会の提供と居場所づくりを目的とした学習支援事業において、無料学習会を通年で開催できた一方、事業周知の際、事業の意義や効果が十分に伝わっておらず、支援を要する世帯に支援が行き届いていない。

(キ) 基本施策7 その他の教育支援等

主な取組み・事業	成果・課題
学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保、多様な体験活動の機会の提供	食材価格高騰分について公費負担することで、学校給食費を値上げすることなく、健康の保持増進に努めることができた一方、物価高騰が続いており、栄養確保のため献立の工夫が必要である。

2) 重点施策2 生活の安定に資するための支援

(ア) 基本施策1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

主な取組・事業	成果・課題
妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援、特定妊婦等の把握と支援	子育て家庭やこどもが慣れ親しんだLINEを活用し、いつでも気軽に相談し、必要な情報を適宜得ることで、子育て家庭やこどもの不安軽減を図った。 母子健康手帳交付時等に特定妊婦及びハイリスク妊婦を把握した場合は、地区担当保健師が支援プランを立案し、各関係機関とともに連携を図りながら支援した。一方で、産婦人科医療機関等との情報連携を強化し、課題を抱えた特定妊婦全員について、家庭状況や支援方針を共有する必要がある。

(イ) 基本施策2 保護者の生活支援

主な取組・事業	成果・課題
保護者の自立支援、保育等の確保、保護者の育児負担の軽減	生活保護世帯への就労支援については、自発的な就労活動が困難であることや、就労意欲の低さや長期にわたる未就労等により、稼働能力があるものの、長期の就労に結びつかない就労困難者が一定数存在する。また、ひとり親世帯については、育児等の負担が大きく、短時間労働や非正規での雇用により十分な収入を得づらい。

(ウ) 基本施策3 子どもの生活支援

主な取組み・事業	成果・課題
生活困窮世帯等の子どもへの生活支援、食育の推進に関する支援、ヤングケアラーへの支援、障害児への支援	生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催したが、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。 保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言を行うことで、児童に適切な栄養量を多くの施設が提供できた一方、未実施の施設や、適切な栄養量の提供が安定していない施設がみられる。 障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、放課後等デイサービス事業所は増加しているものの、重度障害児や医療的ケア児を受け入れることができる事業所が少ない。

(エ) 基本施策4 子どもの就労支援

主な取組・事業	成果・課題
生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援、子どもの社会的自立の確立のための支援	地元長崎で活躍している職業人による職業講話や、弁護士による法教育等を実施し、児童生徒が自らの生き方や将来の職業生活について考える機会が増えている。それにより、児童生徒が体験したいキャリア教育の場はより多様化し、できる限りその要望にこたえるために教師にも必要に応じた対応が求められている。

(オ) 基本施策5 住宅に関する支援

【成果・課題】

住居確保給付金の支給や、ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施している。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度により住宅資金や転宅資金の貸し付けをおこなっているが、制度の周知について十分とはいえない。

また、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び住宅改修費用の一部助成をしているが、対象者が限定的であり、制度の見直しが必要である。

(カ) 基本施策6 児童養護施設等の措置解除後の支援

【成果・課題】

長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、こどもとその家庭を支援するため情報を共有し、役割を明確にする等、関係機関との連携強化を図っており、その役割分担が重要である。

(キ) 基本施策7 支援体制の強化

主な取組・事業	成果・課題
相談体制の強化、ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進、相談職員の資質向上	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な取組みにより、すべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談への対応や必要な支援の提供を行った。 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターにおいて、こどもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるよう、長崎県児童相談所職員との人事交流や研修受講を行ったことで職員の資質向上につながり、相談体制の充実を図ることができたが、核家族化、地域のつながりの希薄化のほか、こどもや子育て支援に関する情報は日々変化しているため、専門職が対応するための情報整理やスキルアップが必要である。

3) 重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(ア) 基本施策1 職業生活の安定と向上のための支援

主な取組・事業	成果・課題
職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する意識醸成等を図ったが、開催講座の参加者のばらつきなどの課題があることから、引き続き内容充実を進める必要がある。

(イ) 基本施策2 ひとり親に対する就労支援

主な取組・事業	成果・課題
ひとり親家庭の親への就労支援、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	母子父子自立支援員やひとり親家庭自立センターなどの相談支援窓口があるが、情報が十分に行き届いていない可能性がある。

(ウ) 基本施策3 ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

主な取組・事業	成果・課題
就労機会の確保、親の学び直しの支援、非正規雇用から正規雇用への転換	生活保護世帯への就労支援については、自発的な就労活動が困難であることや、就労意欲の低さや長期にわたる未就労等により、稼働能力があるものの、長期の就労に結びつかない就労困難者が一定数存在する。

4) 重点施策4 経済的支援

(ア) 基本施策1 子育てに関する経済的支援

【成果・課題】

児童扶養手当支給については、そのみで家計を賄えないことから、就労支援等他の施策との連携が必要である。

(イ) 基本施策2 養育費の確保の推進

【成果・課題】

ひとり親自立支援センターによる法律相談を実施しているが、養育費を受給する割合が高いとは言えない状況にある。

(ウ) 基本施策3 教育費負担の軽減〔再掲〕 教育の支援

主な取組・事業	成果・課題
義務教育段階の就学支援の充実、高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減、生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減、ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	様々な支援制度があるものの、対象者への周知が行き届いていない。